

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件 名	児童手当制度改正に伴う児童福祉総合システムの改修等について
--------	-------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、業務委託）

（担当部課：子ども家庭部子ども家庭課）

事業の概要

事業名	児童手当
担当課	子ども家庭課
目的	児童手当法の一部改正に伴い、①所得制限の撤廃②高校生年齢までの支給期間延長③多子世帯への増額(第3子以降3万円)④支払回数6回(隔月)対応⑤算定児童年齢拡大となる。実施時期は、児童手当支給月の令和6年10月分(12月支給分)より変更となる。この改正に対応するため、児童福祉総合システムの改修を行う。
対象者	児童手当の受給者、配偶者、対象児童及び算定児童
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、区では、児童手当の支給に当たっては、児童福祉総合システムを活用し、受給者情報を管理している。(平成元年度第8回情報公開・個人情報保護審議会承認・了承済)現在のシステムでは、以下①～⑤の対応が出来ないため、改修を行う</p> <p>①所得制限の撤廃</p> <p>現システムは、所得制限の機能が設けられており、所得上限限度額以上の所得がある者は、児童手当を支給できない。また所得制限限度額以上の所得がある者は児童手当ではなく、減額された特例給付を支給している。</p> <p>所得制限が撤廃されるため、対象児童を養育するすべての受給者に本則給付を支給できるよう改修する。</p> <p>②高校生年齢までの支給期間延長</p> <p>現システムは、中学生までを対象としている。高校生年齢の者にも児童手当を支給できるよう、システムを改修する。</p> <p>③多子世帯への増額(第3子以降3万円)</p> <p>現システムは、3歳～小学校修了前の第3子以降月額15,000円を支給することとしている。法改正後は、0歳から高校生年齢までの第3子以降については、一律1人3万円を支給することとなるため、システムを改修する。</p> <p>④支払回数6回(隔月)対応</p> <p>現システムは、支払回数が年3回となっているが、法改正後は年6回(隔月)支給となる。このことに対応できるようシステムを改修する。</p> <p>⑤第3子以降の加算算定児童の年齢拡大</p> <p>現システムでは、第3子以降の多子加算については、高校3年生年齢までの児童を対象としている。法改正後は22歳年度末までの子どものうち、児童手当受給者に経済的負担がある場合は加算算定児童とするため、システムを改修する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>児童手当の多子加算(第3子以降)に係る算定児童年齢を拡大し、システムへの入力を可能とし、審査を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約10,000人(新規受給者数)</p> <p>※個人情報の流れは資料86-1のとおり</p>

件名 児童手当制度改正に伴う児童福祉総合システムの改修について

※太字ゴシック(下線)が令和元年度第8回情報公開・個人情報保護審議会承認・了承済みの内容からの変更箇所

保有課 (担当課)	子ども家庭課
登録業務の名称	児童手当
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 児童手当の受給者、配偶者、対象児童及び算定児童</p> <p>2 記録項目 児童手当の受給者、配偶者、対象児童及び算定児童の氏名、生年月日、世帯番号、住民番号、所得情報 (所得額、相当年度、扶養人数、扶養控除、本人控除、所得控除額)</p> <p>3 記録するコンピュータ 児童福祉総合システム内の児童手当システム</p>
新規開発・追加・変更の理由	児童手当法の一部改正に伴い、 <u>(1) 所得制限の撤廃、(2) 高校生年齢までの支給期間延長、(3) 多子世帯への増額(第3子以降3万円)、(4) 支払回数6回(隔月)への増加、(5) 算定児童年齢拡大</u> に対応する必要があるため。
新規開発・追加・変更の内容	<p>(1) 所得制限の撤廃 現システムは、所得制限の機能が設けられているため、<u>対象児童を養育するすべての受給者に本則給付を支給できるよう改修する。</u></p> <p>(2) 高校生年齢までの支給期間延長 現システムは、中学生までを対象としている。<u>高校生年齢の者にも児童手当を支給できるよう、システムを改修する。</u></p> <p>(3) 多子世帯への増額(第3子以降3万円) 現システムは、3歳～小学校修了前の第3子以降月額15,000円を支給することとしている。<u>法改正後は、0歳から高校生年齢までの第3子以降については、一律1人3万円を支給することとなるため、システムを改修する。</u></p> <p>(4) 支払回数6回(隔月)対応 現システムは、支払回数が年3回となっているが、<u>法改正後は年6回(隔月)支給となる。このことに対応できるようシステムを改修する。</u></p> <p>(5) 第3子以降の加算算定児童の年齢拡大 現システムでは、第3子以降の多子加算については、高校3年生年齢までの児童を対象としている。<u>法改正後は22歳年度末までの子どものうち、児童手当受給者に経済的負担がある場合は加算算定児童とするため、システムを改修する。</u></p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・変更の時期	<p>令和6年4月上旬 開発</p> <p>令和6年9月上旬 テスト</p> <p>令和6年9月下旬 本稼働</p>

件名 児童手当制度改正に伴う児童福祉総合システムの改修業務等の委託について

※太字ゴシック(下線)が令和元年度第8回情報公開・個人情報保護審議会承認済みの内容からの変更箇所

保有課(担当課)	子ども家庭課
登録業務の名称	児童手当
委託先	株式会社電算(プライバシーマーク、個人情報に関する ISMS 認証取得済)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 個人の範囲 児童手当の受給者、配偶者、対象児童及び算定児童</p> <p>2 記録項目 児童手当の受給者、配偶者、対象児童及び算定児童の氏名、生年月日、世帯番号、住民番号、所得情報(所得額、相当年度、扶養人数、扶養控除、本人控除、所得控除額)</p> <p>※システム改修業務は、改修プログラムを委託先で作成し、そのプログラムを児童福祉総合システムの AP サーバに適用するため、個人情報を取り扱わせない。保守業務において、上記情報項目を取り扱う可能性がある。</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(児童福祉総合システム内の児童手当システム)
委託理由	上記委託先は、本システムの開発業者であり、システムの改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるため。
委託の内容	<p>1. システム改修業務</p> <p>(1) 所得制限の撤廃</p> <p>(2) 高校生年齢までの支給期間延長</p> <p>(3) 多子世帯への増額(第3子以降3万円)</p> <p>(4) 支払回数6回(隔月)対応</p> <p>(5) 第3子以降の加算算定児童の年齢拡大</p> <p>2. 保守業務</p> <p>(1) ハード、ソフトの保守・障害復旧</p> <p>(2) 運用支援、問い合わせ対応、法・制度改正対応等</p>
委託の開始時期及び期限	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(次年度以降も、同様の保守業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり